

母子・父子家庭への 支援制度のお知らせ

母子・父子家庭に対する支援制度を紹介します。
詳細については、町民福祉班へお問い合わせください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童の父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、所得額等により、手当を受けることができない場合があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

ただし、申請者または生計を同一にする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、貸付を受けることができないほか、審査結果によっては希望に添えない場合もあります。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

民生委員 (兼児童委員)の紹介

北あけぼの地区の民生委員(兼児童委員)として杉澤テルさんが委嘱(令和3年10月19日付)されました。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、支援が必要な方の見守りや訪問をはじめとした住民と行政の橋渡し役を担っています。

悩みや困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、各地区を担当する民生委員については事務局までお問い合わせください。



■お問い合わせ先
事務局[福祉課町民福祉班内] (TEL29-3925)

子育て世帯への臨時特別給付金 申請はお済みですか?

18歳以下の子どもを養育している世帯に対し、対象者一人当たり10万円の臨時特別給付金(子育て世帯への臨時特別給付金)を給付しています。

期限がありますので申請がお済みでない世帯はお早めに手続きをしてください。

小坂町では所得制限を設けず、18歳以下の子どもを養育している全世帯に給付します。

申請者(保護者)	対象者(子ども)の生年月日	申請について
高校生等の保護者	平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子ども	随時受付中
新生児の保護者	令和4年3月31日までに生まれる子ども	児童手当申請時にご案内します。

※児童手当受給世帯には振込済みです。
※保護者が公務員の方も申請が必要です。
※子どもが小坂町以外の市町村に住んでいる場合は通知が発送されませんのでお問い合わせください。
※詳しくは広報こさか令和4年1月号8ページをご覧ください。

【申請期限】3月31日(木)

※3月18日(金)以降に生まれた子どもは、出生後15日以内に申請した場合に限り、申請期限後でも受付可能です。

年金相談や 請求手続きのときは 予約をお願いします

日本年金機構では、年金相談や年金請求手続きのときに、お待たせする時間を軽減するため予約を受け付けています。

待ち時間の少ない予約相談を、ぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の**1か月前から前日**までの期間で受け付けています。
- お電話での申し込みのときは、**基礎年金番号のわかるもの**(年金手帳や年金証書など)をあらかじめご用意ください。

■予約専用電話番号(全国共通)

TEL 0570-05-4890

■お問い合わせ先
鷹巣年金事務所

TEL 0186-62-1490

(自動音声案内「5」)

